

平成27年5月11日

各 位

会社名株式会社 ワコールホールディングス代表者名代表取締役社長 塚 本 能 交(コード番号3591 東証第1部)問合せ先経営企画部長 宮 城 晃

T E L (0 7 5) 6 8 2 - 1 0 1 0

当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の基本方針の更新について

当社は、平成24年6月28日開催の当社第64期定時株主総会において、当社の企業価値 ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社定款第16条に基づ き「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の基本方針」の内容を決定す るための議案が承認されたこと(以下、当該定時株主総会において承認された基本方針を 「旧基本方針」といいます。)に基づき、同日開催の当社取締役会において、旧基本方針に 基づく具体的な対応策(以下「旧プラン」といいます。)を更新しております。

旧基本方針及び旧プランは、いずれも、有効期間が上記第 64 期定時株主総会終了後 3 年 以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされて おりますので、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 67 期定時株主総会(以下「本定時株主総 会」といいます。)の終結の時をもって、当該有効期間は終了することとなります。

そこで、当社は、旧プラン導入以降の買収防衛策に関する動向等も踏まえ、当社株式の大量取得行為に関する対応策の継続につき、継続の是非も含め検討を加えてまいりました。その結果、当社は、平成27年5月11日開催の当社取締役会において、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社法施行規則第118条第3号本文に規定されるものをいいます。)に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))として、当社定款第16条に基づき当社株式の大量取得行為に関する対応策の基本方針(以下「本基本方針」といいます。)の内容を改めて決定するための議案を、本定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

本基本方針への更新に当たっては、独立委員会が当社取締役会に対して情報・資料等の提出を求める際に独立委員会が定める回答期限につき、「原則として 60 日間」とあるところを「原則として 30 日間」と短縮しております。

本定時株主総会において本基本方針の内容を決定するための議案のご承認を得た場合には、本基本方針に基づいて、当社株式の大量取得行為に関する対応策の具体的内容(以下、「本プラン」といいます。)を、本定時株主総会終了後、同日に開催する当社取締役会において決議し、これを公表する予定です。

なお、平成27年3月31日時点での当社株主の状況は別紙1のとおりであります。本日現在、当社が特定の第三者から大量取得行為を行う旨の通知や提案等を受けている事実はありませんので、念のため申し添えます。

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、昭和24年の創立以来、「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の"美しくありたい"という願いの実現に役立つ」ことを事業の目的とし、「世界のワコール」の実現を目標とした50年におよぶ長期経営計画に基づき、国内の女性インナーウェア市場の開拓から海外市場への進出、事業の確立に取り組んでまいりました。そして今日、女性インナーウェアのリーディング・カンパニーとして、国内外の多くの消費者から広く支持される企業ブランド「ワコール」を築き上げるに至っております。

当社の企業価値の源泉は、主に、(i)インティメートアパレル市場において長年にわた って培ってきた圧倒的な市場ポジショニングとブランドカ、(ii)中長期的視野に立った人 間科学研究の成果に基礎を置く高機能・高付加価値、そして魅力ある商品の開発力、(iii) 優れた製品品質とそれを支える技術陣、高い生産性と優秀な縫製技術を有した世界的な 生産・供給体制、(iv)当社と顧客をつなぐ様々な販売チャンネルの取引先との密接な人的 関係に支えられた信頼関係、(v)充実した商品教育を受け豊富な販売経験を有する当社の ビューティーアドバイザーが直接顧客に接し販売することによりもたらされる顧客から の信頼、(vi)リマンマ事業・ピンクリボン活動といった社会貢献活動の推進等を通じて築 き上げられた社会からの評価等にあり、これら「ワコールの強み」が中長期的に確保さ れ、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されること になります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これ らの点を十分に理解し、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保、 向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社株 式について大量取得がなされる場合、これが当社の企業価値・株主共同の利益に資する ものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかしながら、株式の大量 取得の中には、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵 害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の 取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案 を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条 件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の

企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

こうした事情に鑑み、当社は、当社株式に対する買付が行われた際に、買付に応じるべきか否かを当社株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、当社株主のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付行為を抑止できる体制を平時において整えておくことが必要不可欠と考えております。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 企業価値向上のための取組み

当社は、更なる企業価値の向上に向けた中長期的戦略を実行するために平成17年に持株会社体制に移行し、中期経営計画や各年度の経営方針の下、国内及び海外での事業拡大をM&Aの実施も含めて推進するとともに、収益性の改善に努め、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に取り組んでまいりました。

当社は、今後も引き続き、上記 I. 記載の当社の「企業価値の源泉」である「ワコールの強み」に磨きをかけ、当社の目標である「女性に美しくなってもらう」こと、「女性が美しくなることをお手伝いする」こと、「女性の"美しくありたい"という願いの実現に役立つ」ことを念頭において、揺るぎのない企業ブランド「ワコール」を築き上げていきます。

平成 25 年からスタートした中期経営計画では中期方針として、①経営理念の再確認と 実践、②グローバル企業への進展、③国内外各社の連携によるグループ総合力の強化、 ④環境変化に対応できる経営体質の強化、⑤グループとして CSR 活動の推進を掲げ企業 価値向上に向けて取り組んでいます。事業面では多様化する国内レディスインナーウェ ア市場における売上シェアの拡大と、レディスインナーウェア事業以外の体制整備、ま た海外事業の積極的な展開による成長力強化により、売上高 2,000 億円、営業利益 140 億円を計画しています。

2. コーポレート・ガバナンスの強化に対する取組み

当社グループは、「株主」「顧客」をはじめとするすべてのステークホルダーの視点から、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。 当社では、コーポレート・ガバナンスの強化に向けて、以下に示すとおりの機関、体制を整備し、全社をあげて取り組んでおります。 当社の取締役会は、現在、取締役 7 名で構成され、経営方針、経営戦略等の重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。この取締役 7 名のうち、2 名は独立性の高い社外取締役とし、経営・事業に関する深い経験と知識に基づいて、客観的立場からの助言・指導を受けています。また、取締役の任期は 1 年間とし、当社経営陣の株主に対する経営責任を一層明確化しております。さらに、取締役に対する指名・昇格・報酬については、社外取締役をメンバーに含む「役員人事報酬諮問委員会」を設置し、透明性と公平性の高い運営を行っております。

当社は監査役制度を採用し、当社の監査役会は、現在、監査役5名で構成され、うち3名は社外監査役で構成し、経営に関する監視、監督機能を果たしております。

なお、当社は、上記社外取締役 2 名及び社外監査役 3 名全員を、独立役員と指定して 東京証券取引所に届け出ております。

当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールにおいては、経営の監督と執行の分離を図るため、執行役員制を導入しており、その他のグループ内各社を含めて、「グループ管理規程」「グループ経理規程」を設け、グループ内各社は両規程に基づいた事業運営を行っております。

また、当社では、当社の取締役及び監査役で構成する「グループ経営会議」を設置し、中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役及び常務執行役員で構成される「ワコール最高経営会議」との共催で、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、及び当社の取締役会での審議事項の事前審査を行なっております。

さらに、「グループ経営会議」の傘下に、「四半期業績確認会議」を設置し、当社取締役・監査役及び当社グループの中核事業会社である株式会社ワコールの取締役・監査役・執行役員が出席して、各事業会社・事業部門の四半期ごとの業績の確認を行っており、同じく「グループ経営会議」の傘下に設置する「グループ戦略会議」においては、「グループ経営会議」の出席者に加えて国内・海外の主要事業会社の責任者が参加し、経営課題の共有と重要事項の検討を行っています。この他に、全社委員会として、「企業倫理委員会」「リスク管理委員会」及びその傘下に「コンプライアンス委員会」「品質保証審議会」「事故災害対策委員会」「環境委員会」を設置し、各分野ごとの企業価値の向上及び損失の危機に関する対応に備えており、それぞれの活動状況については適宜当社取締役会において報告がなされております。

III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(本基本方針)

1. 本基本方針の内容の決定の議案

当社は、上記 I.記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本基本方針の内容を

下記のとおり決定する旨の議案を、本定時株主総会に付議します。

記

(1) 本基本方針の概要

当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、下記(2)に定める「本プランの骨子」に従った具体的な対応策を当社取締役会において別途決議し、本プランの内容を、証券取引所における適時開示、当社事業報告等の法定開示書類における開示、当社ホームページ等への掲載等により周知させることにより、当社株式に対する買付等を行う者が遵守すべき手続があること並びに当社が差別的行使条件及び取得条項付新株予約権の無償割当てを実施することがあり得ることを事前に警告することをもって、当社株式の大量取得行為に関する対応策(平時の買収防衛策)とする。

(2) 本プランの骨子

(a) 本プランの概要

当社は、下記(b)に定める買付等を行う者又は提案する者(以下「買付者等」という。)に対し、下記(c)に定める手続に従って買付等を実施することを求め、当該買付等についての情報提供及び検討のための時間を確保する。また、下記(e)(i)の各号のいずれかに該当する場合には、当該買付者等による権利行使は認められないとの行使条件(差別的行使条件)及び当社が当該買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項等下記(e)(v)に定める内容を有する新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てることができるものとする。

(b) 対象とする買付等

本プランが対象とする買付等は、次の①若しくは②に該当する買付又はこれに類似する行為とする。

- ① 当社が発行者である株券等¹について保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株券等4について、公開買付け5を行う者の株券等

¹金融商品取引法第27条の23第1項に定義される株券等をいう。本書において別段の定めがない限り同じとする。

 $^{^2}$ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含む(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。本書において同じとする。

³金融商品取引法第27条の23第4項に定義される株券等保有割合をいう。本書において同じとする。

⁴金融商品取引法第27条の2第1項に定義される株券等をいう。

⁵金融商品取引法第27条の2第6項に定義される公開買付けをいう。本書において同じとする。

所有割合⁶及びその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上 となる公開買付け

(c) 買付者等が遵守すべき買付等の手続

買付者等が買付等を行う場合には、当社取締役会が別途認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、買付者等の詳細、買付等の目的、方法及び内容、買付等の価額の算定根拠、買付等の資金の裏付け、買付等の後の当社グループの経営方針、その他別途当社取締役会が本プランへの更新に際して定める情報(以下「本必要情報」という。)並びに当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」という。)を、当社の定める書式により提出するものとする。

当社取締役会は、上記の買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会(その詳細については下記(f)参照。以下同じ。)に提供する。独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等は、独立委員会の求めに従い、独立委員会の定める回答期限までに追加情報を提出するものとする。なお、買付説明書及び本必要情報(追加情報を含む。)における使用言語は日本語に限るものとする。

なお、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付説明書及び本必要情報の内容と当社取締役会の経営計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討並びに株主に対する当社取締役会の代替案の検討等を行うために、当社取締役会に対しても、当社取締役会による情報収集や企業評価等の検討(必要に応じ、外部専門家による検討を含む。)等に必要な時間を考慮して適宜回答期限(但し、原則として30日間を超えない。)を定めた上、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等の提出を求めることができる。

(d) 独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示 上記(c)の情報提供が十分になされたと独立委員会が認めた場合、独立 委員会は、最長 60 日間の検討期間(但し、当該検討期間の終了時までに、 下記(e)(i)又は(ii)に定める勧告を行うに至らない場合には、必要な範囲で 最長 30 日間延長できるものとし、以下「検討期間」という。)を設定する。

⁶金融商品取引法第27条の2第8項に定義される株券等所有割合をいう。本書において同じとする。

⁷金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいう(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。本書において同じとする。

独立委員会は、検討期間内において、買付者等及び当社取締役会から 提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確 保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の評価・検討等を行う。ま た、独立委員会は、必要があれば、買付等の内容を改善させるため、直接 又は当社取締役会等を通じて間接に当該買付者等と協議・交渉等を行い、 また、株主に対して当社取締役会の代替案の提示を行う。なお、買付者等 は、独立委員会が検討期間内において、自ら又は当社取締役会を通じて、 検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこ れに応じなければならないものとする。

独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家(フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を受けることができる。

- (e) 本新株予約権の無償割当ての実施
 - (i) 独立委員会による実施の勧告

独立委員会は、次の各号に定めるいずれかの場合に該当すると判断した場合は、当社取締役会に対し、本新株予約権の無償割当ての 実施を勧告する。

- (A) 買付者等が上記(c)に定める情報提供及び検討期間の確保のため の手続その他本プランに定める手続を遵守しなかった場合
- (B) 買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等の評価・検討等並びに買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が下記 1)ないし 6)のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合
 - 1) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の 企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすお それのある買付等
 - (ア) 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で 買取りを要求する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を 廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を 実現する経営を行うような行為
 - (ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係 していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもっ て、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株

価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為

- 2) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう。)等株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等
- 3) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的 に必要な期間を与えることなく行われる買付等
- 4) 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が十分に提供されることなく行われる買付等
- 5) 買付等の条件(対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の 方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における 当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者 の処遇方針等を含む。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又 は不適当な買付等
- 6) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の従業員、 取引先、顧客等との関係又は当社のブランド価値を破壊し、 当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なお それをもたらす買付等

但し、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての実施を勧告した後であっても、当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が上記(A)及び(B)のいずれにも該当しないと独立委員会が判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当ての中止又は割当て後の本新株予約権の無償取得を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。

なお、独立委員会は、上記の(A)又は(B)のいずれかに該当すると判断する場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて株主総会の決議を得ることが相当であると判断するときは、当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告するものとする。

(ii) 独立委員会による不実施の勧告

独立委員会は、買付者等による買付等が、上記(i)の(A)及び(B)のいずれにも該当しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新

株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告する。

但し、独立委員会は、本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告 した後であっても、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変 動が生じ、買付者等による買付等が上記(i)の(A)及び(B)のいずれかに 該当すると判断するに至った場合には、本新株予約権の無償割当て の実施を含む別途の判断を行い、これを当社取締役会に勧告するこ とができる。

(iii) 株主に対する情報開示

当社取締役会又は独立委員会は、以下に記載する各事項のうち、 独立委員会が適切と認める事項について、当該事実の発生後速やか に、情報開示を行う。

- ①買付者等が現れた事実
- ②買付説明書が提出された事実とその内容の概要
- ③本必要情報が提供された事実とその内容の概要
- ④検討期間が開始した事実
- ⑤検討期間延長の決議がなされた事実とその理由の概要
- ⑥独立委員会による勧告の事実とその内容の概要(当該勧告後の事 実関係等の変動により当該勧告とは異なる勧告がなされた場合に は、当該事実とその内容の概要)

(iv) 当社取締役会による独立委員会の勧告の尊重

当社取締役会は、上記(i)及び(ii)による独立委員会の勧告を最大限尊重し、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。

但し、独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償 割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、 当社取締役会は、実務上株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、 実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速や かに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する 議案を付議する。

当該株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する 議案が承認された場合には、当社取締役会は、株主総会における決 定に従い、本新株予約権の無償割当てに必要な手続を遂行する(株 主総会において本新株予約権の無償割当て事項の決定を当社取締役 会に委任する旨の決議がなされた場合には、本新株予約権の無償割 当ての実施に関する当社取締役会決議を行う。)。一方、当該株主総 会において本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案が否決さ れた場合には、当社取締役会は、本新株予約権の無償割当ての不実 施に関する決議を行う。

買付者等は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若 しくは不実施に関する決議を行うまでの間、又は上記の株主総会が 開催される場合には当該株主総会において本新株予約権の無償割当 ての議案が承認若しくは否決されるまでの間、買付等を実行しては ならないものとする。

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施等に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、又は本新株予約権の無償割当ての実施若しくは不実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報開示を行う。

(v) 本新株予約権の無償割当ての主な内容

本新株予約権の無償割当ての主な内容は以下のとおりとする。

① 本新株予約権の数

当社取締役会又は当社株主総会が本新株予約権の無償割当ての決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」という。)において別途定める割当期日(以下「割当期日」という。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除する。)の2倍に相当する数を上限として、本新株予約権無償割当て決議において別途定められる数とする。

② 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権2個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定められる割合で、本新株予約権を無償で割り当てる。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日 本新株予約権無償割当て決議において別途定められる日とす る。

④ 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個当たりの目的である当社株式⁸(社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用がある同法第128条第1項に定める振替株式となる。)の数は、別途調整がない限り1株とする。

⁸ 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本定時株主総会開始時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類を指すものとする。

- ⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新 株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式 1 株当た りの価額は、1 円を下限とし当社株式の 1 株の時価の 2 分の 1 の金額を上限とする金額の範囲内で、本新株予約権無償割当て 決議において別途定められる価額とする。
- ⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の無償割当ての効力発生日又は本新株予約権無償割当て決議において別途定められる日を初日とし、1ヶ月間から2ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定められる期間とする。

⑦ 本新株予約権の行使条件 次の(ア)から(カ)に規定する者(以下「非適格者」と総称する。) は、原則として本新株予約権を行使できない。

- (7) 特定大量保有者9
- (4) その共同保有者10
- (ウ) 特定大量買付者11
- (エ) その特別関係者
- (オ) 上記(ア)ないし(エ)に該当する者から本新株予約権を当社 取締役会の承認を得ずに譲り受け又は承継した者
- (カ) 上記(ア)ないし(オ)に該当する者の関連者¹²
- ⑧ 本新株予約権の譲渡制限 本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承 認を要するものとする。
- ⑨ 本新株予約権の取得事由
 - (ア) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間 いつでも全ての本新株予約権を無償で取得することができる。

^{9 「}特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が 20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

¹⁰ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者と みなされると当社取締役会が認めた者を含む。

^{11 「}特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注11において同じとする。)の買付け等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義される。以下、本脚注11において同じとする。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となると当社取締役会が認めた者をいう。

¹² ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義される。)をいう。

- (4) 当社は、当社取締役会が別に定める日において、非適格者以外の者が有する未行使の本新株予約権を取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき(別途調整がない限り)当社株式1株を交付することができる。
- (ウ) その他当社が本新株予約権を取得できる場合及びその条件については、本新株予約権無償割当て決議において別途定められるところによるものとする。

① その他

その他の本新株予約権の内容は、本新株予約権無償割当て決議 において別途定められるところによるものとする。

(f) 独立委員会について

当社は、本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての実施・不実施等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置する。独立委員会は3名以上の委員により構成され、委員は当社取締役会が、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者(実績ある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士及び学識経験者等)から選任、公表するものとする。

独立委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

その他、独立委員会に関する事項については、当社取締役会において 別途定めるものとする。

(g) 本プランの廃止

当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、 本プランはその時点で廃止されるものとする。

(h) その他

上記(a)ないし(g)に定めるほか、本プランの詳細は、別途当社取締役会が本プランの更新を決定する決議において定めるものとする。

(3) 本基本方針の有効期間

本基本方針の有効期間は、本定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

但し、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本基本方針を変更又は廃止する旨の決議が行われた場合には、本基本方針は当該決議に従いその時点で変更又は廃止されるものとし、この場合、本プランは、速やかに、変更後の基本方針に従うよう変更され、又は廃止されるものとする。

2. 株主及び投資家の皆様への影響

- (1) 本基本方針への更新・本プランへの更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響 本基本方針への更新及び本プランへの更新時点においてはいずれも、本新株 予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・ 利益に直接具体的な影響が生じることはありません。
- (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランへの更新がなされ、本プランの手続に従い本新株予約権の無償割当 てが実施される場合には、本新株予約権無償割当て決議において別途定められる割当期日における株主の皆様に対し、その保有する当社株式 1 株につき本新株予約権 2 個を上限として本新株予約権無償割当て決議において別途定められる割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、本新株予約権の権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式全体の価値が希釈化することになります。但し、当社は、当社取締役会の決定により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取れば、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをすることなく、当社による本新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた後に、当該割当てが中止されたり、本新株予約権が無償取得された場合には、1 株あたりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1 株あたりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、当社株式の株価の変動により相応の影響を受ける可能性があります。

IV. 上記の各取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

1. 上記 I.の基本方針の実現に資する特別な取組み(上記 II.の取組み)について

上記II.に記載した企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化に対する取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

- 2. 上記 I.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定 が支配されることを防止するための取組み(本基本方針)(上記 III.の取組み)につ いて
 - (1) 本基本方針が上記 I.の基本方針に沿うものであること

本基本方針は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉等を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、上記 I.の基本方針に沿うものです。

(2) 当該取組みが株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の 地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由から、本基本方針は、上記 I.の基本方針に照らして、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(a) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本基本方針は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

(b) 株主意思の重視

本基本方針は、上記のとおり本定時株主総会において承認されることにより決定されます。

また、上記 III.1.(3)「本基本方針の有効期間」に記載したとおり、本基本方針には有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会の決議によりこれを変更又は廃止することが可能とされています。また、本基本方針の有効期間内であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議により、本プランを廃止することも可能です。従って、本基本方針及びこれに従って更新される本プランには、株主の皆様のご意向が十分に反映されることとなります。

(c) 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

上記 III.1.(2)(f)「独立委員会について」に記載したとおり、本基本方針においては、本新株予約権の無償割当ての実施等の運用に関する実質的な判断は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している者のみから構成される独立委員会により行われることとされています。このように、独立委員会が、

当社取締役会が恣意的に本新株予約権の無償割当ての実施を行うことのないよう厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本プランの運営が行われる仕組みが確保されています。

なお、本基本方針が本定時株主総会において承認され、本プランへの更新 が当社取締役会で決議された場合、独立委員会の委員には、当社社外取締役 から尾崎護氏が、当社社外監査役から白井弘氏が、また、社外の有識者とし て中村直人氏がそれぞれ就任する予定です。その略歴については別紙2をご 参照下さい。

(d) 合理的な客観的要件の設定

本基本方針においては、上記 III.1.(2)(e)(i)「独立委員会による実施の勧告」にて記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ本新株予約権の無償割当ては実施されないものとしており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

(e) 外部専門家の意見の取得

上記 III.1.(2)(d)「独立委員会による買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示」にて記載したとおり、買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用により、独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等)の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

(f) 当社取締役の任期が1年であること

当社は、当社取締役の任期を1年としておりますので、本プランの有効期間中であっても、毎年の当社取締役の選任を通じて、本基本方針及び本プランについて、株主の皆様のご意向を反映させることが可能となります。

(g) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 III.1.(2)(g)「本プランの廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が、自己の指名する取締役を株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策)でもありません。

以上

【別紙1 当社株式の保有状況の概要(平成27年3月31日現在)】

- 1. 発行可能株式総数 500,000,000 株
- 2. 発行済株式総数 143,378,085 株
- 3. 株主数 14,660 人
- 4. 大株主(上位10名)

		発行済株式総数
株 主 名	所有株式数 (千株)	に対する所有株
		式数の割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,990	4.96
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	6,229	4.42
(信託口)		
明治安田生命保険相互会社	6,100	4.33
株式会社京都銀行	4,705	3.34
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	4,306	3.05
(信託口)		
日本生命保険相互会社	3,672	2.60
株式会社滋賀銀行	3,646	2.58
三菱UFJ信託銀行株式会社	3,050	2.16
第一生命保険株式会社	2,732	1.93
旭化成せんい株式会社	2,482	1.76

⁽注)出資比率は、保有する自己株式数を除く期末発行済株式数により算出しております。

【別紙2 独立委員会委員 略歴】

尾崎 護氏

平成	3年	6月	国税庁長官
	4年	6月	大蔵事務次官
	6年	5月	国民金融公庫総裁
	11年1	0月	国民生活金融公庫総裁
	15年	2月	矢崎総業株式会社顧問 (現在)
	15年	7月	株式会社ワコール(現株式会社ワコールホールディ
			ングス)顧問
	17年	6月	当社取締役(現在)

なお、尾崎氏は、現在、当社の社外取締役であり、本総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外取締役として再任する予定です。また、当社は、東京証券取引所に対して、尾崎氏を当社の独立役員として届け出ております。

白井 弘氏

昭和52年1	1月	プライスウォーターハウス会計事務所入所
57年	8月	公認会計士登録
平成 4年	7月	青山監査法人入所
19年	8月	監査法人トーマツ入所
22年	6月	日本公認会計士協会近畿会副会長就任
23年	9月	有限責任監査法人トーマツ退所
23年1	0月	白井公認会計士事務所開設現在に至る
25年	6月	日本公認会計士協会近畿会副会長退任

なお、白井氏は、本総会における当社の社外監査役候補者であり、本総会で選任 議案が承認可決された場合、独立役員として届け出る予定であります。

中村 直人氏

昭和57年1	0月	司法試験合格
60年	4月	司法研修所卒業
		第二東京弁護士会登録、森綜合法律事務所所属
平成10年	4月	日比谷パーク法律事務所開設、パートナー
15年	2月	中村直人法律事務所(現中村・角田・松本法律事務所)
		開設

以上